

2014年5月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

- ・『平成26年度 税制改正』
- ・『ふるさと納税』

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 正康

〒460-0012  
名古屋市中区千代田三丁目14番22号  
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816  
E-Mail [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)  
URL <http://www.aoi-cms.com/>



長澤  
進  
先生  
撮影

## 目次

2	「国の政策を有効活用しよう！」	10	「看護師の採用方法について」
3	「消費増税の影響」	11	「2014年ITの キーワード①(SNS)」
4	「平成26年度 税制改正」		
8	「ふるさと納税」	12	「動物占有者の責任」
9	「建設業の社会保険等未加入対策」		

# 国の政策を有効活用しよう！

センター代表 杉浦 正康

最近の株価の値下がりは非常に大きくこれは外人投資家が日本の景気先行きへの警戒から一斉に売りに転じた結果であると言われています。昨年はアベノミクスによる金融超緩和（第一の矢）と大型財政支出（第二の矢）の結果将来に大いに期待が集まり景気を押し上げたのですが、なかなか大企業から中小企業へと景気が波及しません。円安のため輸出に大きな期待がされていたのですが、ふたを開けてみたら生産の海外移転が進んでいるせいで輸出がさっぱり伸びなかったこと、石油などの輸入品が円安のあおりで高くなった結果貿易収支がマイナスになったこと、またアベノミクス第三の矢である成長戦略がなかなか姿を現さないこと、さらに最近は円安から円高気味に切り替わったこと等々から先行き不安に至ってしまったためのようです。

ただ大企業の多くが政府主導で給与の引き上げを実施したことによって消費の一部に反映されるのではないかと期待が持たれているのですが、最終的には消費税3%増税の影響がどう出るか秋までの消費動向をみないと結論は出ないだろうと思います。

何れにしても最近の経済の動向をみてもあるいは多数識者の論調からみてもおよそ楽観的にみることは許されないように思います。

我々中小企業にとっては厳しい見通しを予測して対策を立てるのが賢明だろうと思います。その点で非常に役に立つのではないかと思われるのは、国が提供している中小企業向

けの各種施策です。当面すぐ考えてみて良いものを取り上げてみます。

**一つ目は、「中小企業経営力強化支援法」に基づく中小企業庁による積極的な経営支援施策**です。中小企業・小規模事業者が経営改善計画を策定するに際して要する費用（認定支援機関＝税理士・公認会計士・弁護士・中小企業診断士ほかの専門家に支払う費用）の3分の2（上限200万円）を負担してくれるというものです。（「地域経済活性化支援機構」を利用した）

**二つ目は、生産性向上のための「設備投資促進税制」**が中小企業の場合には従来の「中小企業投資促進税制」に上乘せになったり、従業員への給与等支給額を増加させた場合の「**所得拡大促進税制**」という税制面からの支援が決定されたことです。（**製造業だけでなく医業等すべての事業が対象**になることに留意！）

**三つ目は、従来の「中小企業金融円滑化法」**にもとづいて返済猶予を受けてきた中小企業に対して**金融庁**は抜本的な企業再生に取り組むと同時に場合によっては転廃業を促す（いろいろ手厚い支援をしながら）方針に転換しました。その場合「信金中央金庫」（信用金庫の集約機関のようなところ）が受け皿になっていろいろ支援することになっています。

日本経済を再生させようという意欲が鮮明に出ている国の政策を最大限に利用することにためらいは不要です。支払った税金に見合った施策を大いに活用すべきです。

# 消費増税の影響

所長 杉浦 康晴

消費税が増税となり、約2週間が過ぎました。予想通り、増税前の駆け込み需要があり3月決算企業ではこの需要の影響がプラス要因になるところも多いことと思います。増税前の駆け込み需要といっても、住宅や自動車などの高額商品については比較検討や購入手続きに時間がかかるため3月以前から需要の把握はできている訳ですから、ここにきて大幅な増収でビックリするという事ではなく予想範囲内の増収ということになります。

一方、日用品では小売を始め、消費財のメーカーなども思わぬ増収というところが出てくるでしょう。いずれにせよ、増収は予想されていたことですので、むしろ気になるのは4月以降の消費増税後の景気の落ち込みです。初めて消費税が導入された1989年はバブル経済期ということもあり、消費増税後の景気に影響はほとんどありませんでした。その後の3%から5%に増税された1997年は増税後に景気が低迷してしまいました。ただこれについてはアジア通貨危機などの外部要因も大きく消費増税だけの影響とは言えない部分もあります。

今回の消費増税ではどうでしょうか。やはり、影響を受け足元の景気が下振れしていると政府の4月の月例報告で明記することになったとのことでした。

特に家電販売などで駆け込み需要による反動減がみられ、企業が精算を抑制する動きがあることなども反映されたようです。雇用情

勢や企業収益は改善しているものの、増税の影響を明確にするために景気の基調判断を引き下げる可能性もあります。コンビニ・スーパー大手のセブン&アイ・ホールディングスでは今期の上期決算において通期で9%の売上増の見込みです。消費増税の影響はほとんどないと見ており、他のコンビニ各社も同様と見ています。一方、百貨店は厳しい見方をしており、今期はほぼ横ばいの決算の見通しです。特に高額商品については減少が生じる可能性が高いと考えられます。

来年には、消費税率10%導入が検討されています。今回の増税で影響が少ないだろうと楽観視するのは早く、これから中長期的に見ていく必要があります。増税によって価格が上がるという心理的な影響もありますから企業、個人の消費動向も変化していくことは否めません。徐々に回復し始めたこの好景気に水をさすことのないよう慎重な検討が必要です。

さて、すでにご案内をさせていただいておりますが、当センターが今年で創業50周年を迎えるにあたり、6月14日(土)に記念講演会・式典・記念パーティーを名古屋東急ホテルにて催すことになりました。日頃の感謝を申し上げますとともに有意義な時間をお過ごしいただきたく存じます。皆様ご多忙とは存じますが、皆様のご来場を心よりお待ちしております。

# 平成26年度税制改正の概要

税務会計部 税理士 瀬戸 慎一

平成26年度の税制改正法律（案）は平成26年2月に国会に提出され、平成26年3月20日に法律として成立しました。この税制改正の内容は多岐にわたりますが、今回はそれらのうち皆様に関係がありそうなものを特に取り上げて解説します。

## 1. 生産性向上設備投資促進税制の創設

生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図るとともに、国内における設備投資需要を喚起する観点から、生産等設備投資促進税制が創設されました。

この税制の対象設備は認定機関（各種工業会や経済産業局）で承認を受けた設備を対象としていますが、以下の2類型に分けられます。

### A類型：先端設備

「機械装置」及び用途・細目が限定された一定の「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの（サーバー及びソフトウェアについては中小企業者等が取得するものに限る。）

- ① 最新モデルであること
- ② 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するものであること
- ③ 最低取得価額（機械装置：単品160万円、工具器具備品：単品120万円もしくは単品30万円かつ合計120万円、建物・建物附属設備：単品120万円、建物附属設備に関しては単品60万円かつ合計120万円、ソフトウェア：単品70万円もしくは単品30万円かつ合計70万円）以上の設備投資であること

認定機関：工業会等

### B類型：生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」のうち、下記要件を全て満たすもの

※ B類型では公認会計士・税理士による事前の確認が必要となります。

- ① 投資計画における投資利益率が年平均15%以上（中小企業者等は5%以上）であることが見込まれ、かつ経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けたもの
- ② 最低取得価額以上（Aの要件と同じ）であること

認定機関：経済産業局

### <適用期間と税制措置の内容>

○産業競争力強化法施行日（平成26年1月20日）から平成28年3月31日まで  
：即時償却と税額控除（5%。ただし、建物・構築物は3%）の選択制

○平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

：特別償却（50%。ただし、建物・構築物は25%）と税額控除（4%。ただし、建物・構築物は2%）の選択制

※ただし、税額控除額は、当期の法人税額の20%が上限となります。

## 2. 中小企業投資促進税制の拡充・延長

現在措置されている中小企業投資促進税制の適用条件が以下の通り、拡充・延長されました。

① 資本金3,000万円以下の法人等及び個人事業主

[従来] 特別償却30%もしくは税額控除7%

→ [改正後] 即時償却もしくは税額控除10%

② 資本金3,000万円超1億円以下の法人

[従来] 特別償却30% → [改正後] 即時償却もしくは税額控除7%

<適用期間> 平成26年1月20日から平成29年3月31日まで

## 3. 雇用者給与等支給額が増加した場合の特別控除制度の延長・拡充

個人所得の拡大を図る観点から、企業の労働分配（給与等支給）を促す所得拡大促進税制が平成25年度税制改正により創設されています。適用対象法人や要件は以下の通りですが、これら要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除（法人税額10%（中小企業等は20%）を限度）が認められています。

① 青色申告をしている法人、もしくは個人事業主であること

② 雇用促進税制など「雇用を増やした時に受けられる減税措置」を適用していないこと

※なお、所得拡大促進税制の利用に際しては事前の申請等は不要です。

③ 給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上増加していること

④ 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと

⑤ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

(注1) 国内雇用者とは、法人の使用人（法人の役員及びその役員の特殊関係者を除く。）のうち国内事業所に勤務する雇用者をいいます。

(注2) 給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

(注3) 基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます。

(注4) 雇用促進税制、復興特区等に係る雇用促進税制とは選択適用となります。

この特例について以下の通り、期間の延長と要件の見直しが行われています。

イ. 適用期限：平成30年3月31日まで2年延長

ロ. 雇用者給与等支給額増加割合5%以上が

A) 平成27年4月1日前に開始する事業年度 2%以上

B) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度 3%以上

C) 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度 5%以上

#### 4. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を平成15年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができましたが、その期限が平成28年3月31日まで2年間延長されました。

#### 5. 復興特別法人税の1年前倒し廃止

従来、東日本大震災の復興のための財源として、法人には平成24年4月1日から平成27年3月31日までの開始事業年度に課税標準法人税の10%が賦課されていましたが、経済の好循環を早期に実現する観点から、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前倒しで廃止することとなりました。

(開始事業年度が平成26年4月1日以降に関しては復興特別法人税が廃止されるため法人実効税率(国・地方を合わせた表面税率)は：38.01%(~平成25年度)⇒35.64%(平成26年度～：約2.4%引下げ)となりました。)

#### 6. 交際費課税の特例の拡充・延長

法人が支出した交際費等(※)は租税特別措置法により損金不算入とされていますが、中小法人については、大法人と比べて販売促進手段が限られていること、交際費等は中小法人の事業活動に不可欠な経費であること、飲食のための支出は消費の拡大を通じた経済の活性化のために有効であることなどの観点から、次の見直しが行われました。

① 従来の中企業の定額控除限度額(800万円)までの交際費の全額損金算入の期間を2年(平成28年3月31日まで)延長。

② 支出された交際費のうち、飲食費の50%を損金算入することとの選択適用を可能とする措置の新設。(②については、大法人も利用可能)

(※) 交際費等の範囲から一人当たり5,000円以下の飲食費等は除かれています。

## 7. 給与所得控除の上限引下げ

給与収入が一定額を超える場合の給与所得控除額については、平成25年分より給与収入が1,500万円を超える場合245万円の上限が設定されていましたが、さらに平成28年分以降下記のとおり上限が設けられました。

- ① 給与収入額が1,200万円を超える場合：給与所得控除額230万円
- ② 給与収入額が1,000万円を超える場合：給与所得控除額220万円

①については、平成28年分の所得税及び平成29年度分の住民税について、②については、平成29年分以降の所得税及び平成30年分以降の住民税から適用されます。

## 8. 特定公社債から同族会社発行社債の除外等

上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の対象となる「平成27年12月31日以前に発行された公社債」の範囲から、同族会社が発行した社債が除外され、一般公社債に分類されることになりました。これにより平成27年以前に発行した少数私債であっても、平成28年1月1日以後に同族会社の株主等が支払を受ける利子は総合課税の対象となります。

## 9. 簡易課税のみなし仕入率の見直し

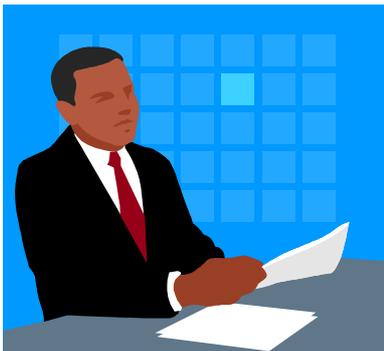
消費税の簡易課税のみなし仕入率と実際の仕入割合との乖離が大きい業種があるとの、会計検査院からの指摘を踏まえ、特定の業種のみなし仕入率が変更・追加となりました。

その業種とは金融及び保険業、不動産業であり、のみなし仕入率は以下のとおりとなります。

- ① 金融業及び保険業：第四種事業（その他の事業）60%
  - 第五種事業（サービス業等）50%
- ② 不動産業：第五種事業（サービス業等）50%
  - 第六種事業（不動産業として新設）40%

上記の改正は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用されます。

他にも変更点は多数ありますので、詳しくは各担当までお尋ねください。



# ふるさと納税

葵総合税理士法人 梅田 裕二

## I、ふるさと納税とは

ふるさと納税は、「税金を自分のふるさとに納付する」と思われている方がみえますが、実は「寄附する」こととなります。寄附をする地方公共団体は「ふるさと」である必要はありません。自分の好きな地方公共団体、また複数の寄附先を選択することも可能です。

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定限度額まで、原則として所得税と合わせて全額が控除されます。

<参考 総務省HP ※寄附額一覧（目安）、※控除額計算シミュレーション>

## II、ふるさと納税の手続

### ① 寄附の申込

寄附の申込方法については、各地方公共団体ごとに異なりますので、詳細は寄附をしたい地方公共団体のHPを参照するか、直接その団体にお尋ね下さい。

### ② 寄附金控除の申告

所得税・住民税から控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに住所地等の所轄の税務署へ確定申告を行う必要があります。

なお、申告の際には、寄附金受領証明書（寄附をした自治体が発行する領収書）が必要となります。

- ・ 住宅ローン控除を受けた等により所得税が0円になっていて住民税のみから控除をうける方は、住民税の控除申告書をお住まいの市区町村に提出する必要があります。
- ・ 「ふるさと納税」をすると特産品・特典がもらえる場合があります。
- ・ 「ふるさと納税」は申込をした方が、指定された方法でのみ支払うこととなります。申込をしていないにも関わらず、送金のお願いをすることはありません。詐欺行為にはくれぐれもご注意ください。

ご不明な点がございましたら、税理士法人各担当者までご連絡ください。

参考サイト 総務省HP <http://www.soumu.go.jp/main>  
ふるさとチョイスHP <http://www.furusato-tax.jp>

# 建設業の社会保険等未加入対策

杉浦行政書士事務所 加藤 紀男

業界の人手不足や高齢化が報じられている「建設業」の社会保険等の未加入対策について御報告致します。

## 1. 現状

健康保険、厚生年金、雇用保険の3保険に加入している企業の割合が87%。労働者別では元請79%、1次55%、2次46%、3次下請以下48%（平成24年10月公共工事労務費調査）となっています。

これは、技能労働者の公的保障が確保されていないことを示しており、業界の高齢化の一因となっています。また、適正に法定福利費を負担する事業者のほうで、競争上不利になっているという矛盾した状況を生じさせることとなっています。

## 2. 対策

平成24年7月より、経営事項審査において社会保険未加入の場合の減点幅が拡大されました。

平成24年11月からは、許可（更新）時に「健康保険の加入状況」を記載した書面の提出が必要となりました。

これは、国の方針として、この制度実施の「5年後」（平成29年度以降）を目途に、企業単位で許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業並の加入状況にする、ということに基づくものです。

建設業の許可更新は「5年」ごとのため、

許可更新時において、社会保険の加入状況が明らかとなり、未加入の企業に対しては、許可書と併せて文書による加入の指導が行われます。この指導に従わない企業は、最終的に社会保険の監督官庁から指導を受けることになります。

## 3. 「建設業」の社会保険加入の指針

国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の次の記載が参考になるのではないのでしょうか。

### (1) 下請企業選定時の確認・指導等

「遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきである。」

### (2) 作業員名簿を活用した確認・指導等

「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。」



# 看護師の採用方法について

株式会社葵経営コンサルタンツ

看護師の採用は、多くの診療所の先生方の悩みの一つではないでしょうか。そこで看護師採用について、必ず採用を保証するものではないことは残念に思いますが、基本的な方法について述べたいと思います。

看護師の募集には、以下の5つの方法が一般的です。それは①ハローワークへの登録、②ナースセンター、ナースバンク事業への登録、③新聞の求人集合チラシへの掲載、④インターネット上の求人サイトへの掲載、⑤人材紹介業者の活用です。以下各々についての説明をします。

①御承知の通りハローワークとは公共職業安定所が行っている、人材紹介サービスであり、費用がかからないことはメリットです。また従来は求職者が出向かなければ、求職情報を得られませんでした。現在はサイトが立ちあげられており、そのデメリットは解消されています。ただ多くの事業者の掲載があり競争は厳しく他の方法に比べ特徴をPRしにくいことはデメリットと考えられます。

②ナースセンターは、ネット上に展開するe-ナースセンターという無料職業紹介を利用することとなります。このシステムは求職者、求人事業者ともに、インターネット上で登録、検索、紹介依頼ができナースセンターに直接足を運ばなくても採用活動ができ、またシステム上で求職者の条件検索を行えることも魅力の一つです。その反面、登録が容易であるため、幅広い意識レベルの求職者がおり、また競争は厳しくなっています。

③新聞の**求人集合チラシ**は、新聞に折り込まれているチラシに複数の求人広告が掲載されるもので、有料ですが小スペースの掲載なら小額の費用ですみ、また掲載の効果がすぐにわかるため効果の有無の判断が早くできます。ただし当然、折り込んだ新聞を購読していない看護師には情報が届かず、費用対効果の判断に頭を悩ますこととなります。

④**求職専門媒体**は現在、たとえば「とらば一ゆ」にみられるように紙媒体からネットに移行しています。それにより、看護師がスマートフォンなどを使用して、例えば仕事の合間などに容易に検索しメールで応募するなど求職活動も変化しています。よってこちらにも幅広い求職者の意識レベルがあり、また求職者が多く集まるサイトは求人事業者数も多く、自社を目立たせるためには、サイト内で上位に表示させる必要がありますそのため掲載費用も高くなることとなります。

⑤最後に**人材紹介業者**の利用についてですが、基本的に採用が叶うまでは費用は無料です。採用できなければ費用はかかりません。また登録看護師数も多く成果も期待できますが、費用は採用する看護師の年収の約20%の成功報酬と高額の費用がかかります。

以上、看護師の募集の可否は、そのタイミングや時期、運・不運もありますが、それぞれの方法のメリット・デメリットを考慮し各々の診療所の置かれている状況下にあった、方法をいくつか組み合わせることが基本的な考え方となります。

## 2014年ITのキーワード① (SNS)

株式会社コスモシステム 佐藤 修

今月は3月号で予告しましたキーワード「S・M・A・C」の「S」ソーシャルについてご紹介します。

SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) とは、インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク (ソーシャル・ネットワーク) を構築するサービスのことである。

代表的なSNSとして、日本ではmixi、GREE、Mobage、Amebaなどがあり、世界ではFacebook、Twitter、Google+、MySpace、LinkedIn、LINEなどがある。

コメントやトラックバックなどのコミュニケーション機能を有しているブログや、2ちゃんねるのような電子掲示板も広義的にはソーシャル・ネットワーキング・サービスに含まれる。

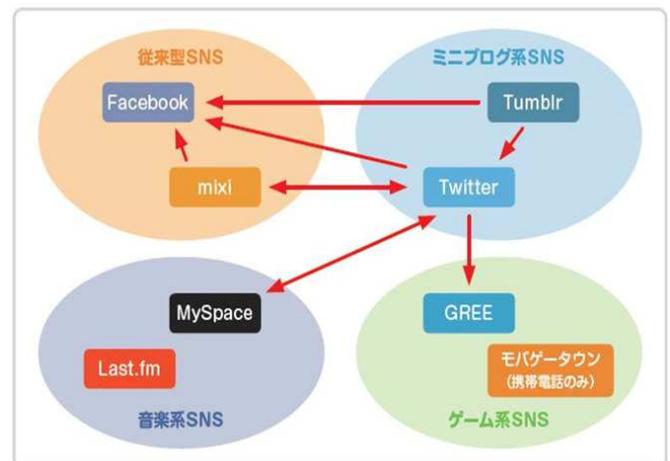
近年では、首相官邸においてもLINE、Facebook、TwitterなどのSNSを利用した情報発信を行っている。また、社内でのコミュニケーションの活性化、情報の地域間格差の解消、SOX法対策のために、多くの企業が社内SNSを導入している (以上ウィキペディアより抜粋)

### 失った人間関係



社内コミュニケーションのツールとして導入している企業は大手企業を中心に広がっているようです。旧き良き時代の「飲みにケーション」に替わるIT時代のコミュニケーションとしても、顧客情報の共有化ツールとしても、またいわゆる仕事のコツをデータベース化するナレッジ・マネジメントのツールとしても、活用されている事例がネット上に紹介されています。

導入後の効果についてアンケート結果によると、「知識や情報の共有に役立った」や「社内のコミュニケーションが活性化した」が90%に達しています。ほかにも「風通しが良くなった」、「情報の地域間格差がなくなった」、「業務の効率化が進んだ」「人間関係の再構築に役立った」などが挙げられています。



もともとインターネットの特徴でもあった匿名性は自由であることですが、うらはらに無責任、無政府、無秩序のイメージもあります。

それに対して、SNSは基本的にネットにも社会的規範を持たせようとするものであり、ネットの自由性との矛盾を抱えながら変化しつつあるようです。

# 動物占有者の責任

弁護士 長谷川 留美子

以前、ある有名人の飼育していたドーベルマン(犬)が、マンションの共用部分で、マンションの別の居住者に襲いかかり傷害を負わせるという事故がありました。その有名人の住んでいたマンションでは、動物を飼育することが禁止されていました。この事故により、被害者はそのマンションに居住し続けることが困難な精神状態に陥って、居室の賃貸借契約を合意解約して退去しました。そうしたところ、被害者に居室を賃貸していた賃貸人が、有名人に対して、賃料収入を失ったなどとして、損害賠償請求をしました。

この事件について、東京地裁及びその控訴審の東京高裁は、賃貸人に生じた損害について有名人の損害賠償責任を認めました。判決では、その責任の根拠の一つとして、民法718条1項による損害賠償責任が挙げられています。

民法718条1項には、「動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、この限りでない。」との規定があります。この規定は、動物から生ずる危険は、そのような危険なものを所持(所有ではありません)している者が負担すべきである、という、危険責任の考え方に基づいています。

東京高裁の判決では、本件マンションの建物使用細則は、居室のみで飼育できる小動物を除き、動物を飼育することを禁止しているため、マンションの居住者は、この禁止規定に違反し

てはならず、これに違反して動物を飼育する場合には、マンションの区分所有者、居住者その他の関係者の生命、身体、財産の安全等を損なうことがないように万全の注意を払う必要があるとされています。有名人は、この注意義務に違反したと判断されました。

この判断に基づけば、有名人が傷害を負わせた被害者に対して損害賠償責任を負うことはもちろんですが、この事件では、事故の被害者が居室の賃貸借契約を合意解約して退去したことによって、居室を賃貸していた賃貸人に生じた損害についての損害賠償責任が認められました。

最近、犬を飼育する人が増えていますが、犬にまつわる事件で飼い主に賠償責任が負わされることもあります。散歩する犬が接近してくるのに驚いて自転車に乗っていた子供が転倒した事件や、散歩中の犬が吠えたのに驚いて転倒した事件などで、犬の飼い主の責任が認められています。

なお、ドーベルマンの事件では、有名人が賠償責任を負う損害の範囲が争点になっており、地裁では350万円でしたが、高裁では1725万円が認められました。

動物を飼うときには、それなりの責任があることを肝に銘ずる必要があります。

